

広島県猟銃安全指導委員の委嘱等に関する規則をここに公布する。

平成21年12月4日

広島県公安委員会

委員長 水 野 勝

広島県公安委員会規則第20号

広島県猟銃安全指導委員の委嘱等に関する規則

(目的)

第1条 この規則は、銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号。以下「法」という。）第28条の2第1項及び猟銃安全指導委員規則（平成21年国家公安委員会規則第12号。以下「規則」という。）の規定に基づき、広島県公安委員会（以下「公安委員会」という。）が行う猟銃安全指導委員の委嘱等に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(活動区域)

第2条 規則第2条第1項に規定する猟銃安全指導委員の活動区域は、各警察署の管轄区域とする。

(委嘱者数)

第3条 猟銃安全指導委員の委嘱者数は、各警察署の管轄区域内に居住する猟銃所持者おおむね50人につき1人とする。ただし、管轄区域内に居住する猟銃所持者が50人未満の場合は1人とする。

(推薦)

第4条 警察署長は、当該管轄区域内に居住する猟銃所持者のうちから、法第28条の2第1項各号に掲げる要件を満たし、猟銃安全指導委員としてふさわしい者を広島県警察本部長（以下「本部長」という。）を経由して公安委員会に推薦するものとする。

2 前項の推薦は、別記様式第1号の猟銃安全指導委員推薦書により行うものとする。

(委嘱)

第5条 公安委員会は、猟銃安全指導委員の委嘱に際しては、別記様式第2号の委嘱状並びに規則第6条に定める猟銃安全指導委員証及び腕章を当該猟銃安全指導委員に交付するとともに、当該猟銃安全指導委員の活動区域を管轄する警察署長（以下「管轄署長」という。）にその旨を通知するものとする。

2 管轄署長は、前項の通知を受けたときは、警察署の掲示板に掲示するなど適切な方法により、当該猟銃安全指導委員の氏名及び連絡先並びにその活動区域を当該区域内の猟銃所持者その他の関係者に周知させるものとする。

(解嘱の手続)

第6条 管轄署長は、その管轄区域内の猟銃安全指導委員が辞職を申し出たとき又は法第28条の2第7項各号のいずれかに該当すると認めるときは、別記様式第3号の猟銃安全指導委員解嘱具申書を本部長を経由して公安委員会に提出するものとする。

2 公安委員会は、規則第8条の規定により、弁明の機会を付与するときは、解嘱の理由並びに弁明すべき期日、時間及び場所を当該期日の2週間前までに通知するものとする。

3 公安委員会は、猟銃安全指導委員を解嘱することが適当であると認めるときは、別記様式第4号の解嘱状を当該猟銃安全指導委員に交付するとともに、管轄署長にその旨を通知するものとする。

(委任)

第7条 この規則に定めるもののほか、猟銃安全指導委員の委嘱等に関し必要な事項は、本

部長が定める。

附 則

この公安委員会規則は，公布の日から施行する。

(別記)

様式第1号 (第4条関係)

第 号
年 月 日

広島県公安委員会 様

警察署長

猟銃安全指導委員推薦書
猟銃安全指導委員として、次のとおり推薦します。

ふりがな		性別
氏名		男・女
生年月日	年 月 日生 (歳)	
住所 (電話)	連絡先()	
職業		
家族		
猟銃所持歴		
経歴 及び 他の役職		
委嘱始期	年 月 日	
適任者と 認めた理由	銃砲刀剣類所持等取締法第28条の2第1項の要件を満たしている。	
関係機関 の意見等		

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A列4とする。

様式第2号（第5条関係）

委 嘱 状

様

あなたを銃砲刀剣類所持等取締法第28条の2第1項の規定により猟銃安全指導委員に委嘱します。

委嘱期間 年 月 日から
年 月 日まで

年 月 日

広島県公安委員会 印

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A列4とする。

様式第3号（第6条関係）

第 号
年 月 日

広島県公安委員会 様

警察署長

猟銃安全指導委員解嘱具申書

次の猟銃安全指導委員について、解嘱を具申します。

氏 名	
生 年 月 日	年 月 日生（ 歳）
住 所	
委 嘱 年 月 日	年 月 日
解嘱を必要と認める理由 〔 資料があれば 〕 〔 添 付 〕	

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A列4とする。

様式第4号（第6条関係）

解 嘱 状

様

猟銃安全指導委員を解嘱（の辞職を承認）します。

年 月 日

広島県公安委員会 印

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A列4とする。